

# 学校保健安全法施行規則の一部改正

精華台小学校保健室

平成24年4月1日から学校保健安全法施行規則の一部が改正されました。出席停止の期間等に変更がありますので、注意してください。

	出席停止期間	備 考
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで	髄膜炎菌性髄膜炎は、発症した場合、治療を行わないと致死率が100%に達すること、くしゃみなどによる飛沫感染によって感染が拡大することにより第2種感染症（飛沫感染するもので学校において流行を広げる可能性が高い感染症）に追加されました。
インフルエンザ	発症後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで	近年、抗インフルエンザ薬が投与されるようになり、感染力が消失していない段階でも解熱してしまう状況が発生しているため、変更となりました。幼児は、ウイルス排泄期間が長いことから、解熱後3日を経過するまでと長くなっています。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適切な抗生物質製剤による治療が終了するまで	年齢が高くなると必ずしも顕著な「特有の咳」が現れないこともあること、5日間の適切な抗菌薬療法が終了すれば感染のおそれがないとされることなどから変更となっています。
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	耳下腺は腫れずに、顎下腺や舌下腺が腫れるという症例が報告されていること、発症後は5日程度で感染力が弱まるものの、腫れは2週間程度残る程度もあることがあり変更となっています。
麻疹	解熱した後三日を経過するまで	咳、鼻水などの症状が始まる2日程前から発疹後5日程度まではウイルスの排出の可能性があります。成人の感染例では重症化することもあり。
風疹	発疹が消失するまで	発疹出現の7日前から出現後5日間に感染性があります。
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	発疹出現の24時間前から痂皮形成するまで、感染性があります。
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで	主要症状とは発熱、咽頭炎、結膜炎などです。ウイルスは、症状が治った後も長期間排泄されることがあり、手洗いの徹底、タオルを共有しないこと、などが大切です。

○太字は変更のあった箇所です。これまでの出席停止期間とは異なりますので、ご注意ください。

○出席停止期間を過ぎても体調が万全でない場合は、主治医とよく相談しながら、登校を再開してください。